

# 會 員 の 頁

第 22 卷 第 10 號 昭和 11 年 10 月

## 土 木 省 設 置 問 題 管 見

會 員 宮 本 武 之 輔

現内閣はその成立當初に於て非常時局の正しい認識の下に庶政一新を標榜した當然の歸結として、行政機構の改正、税制の整理、經濟機構の改革などの實現が豫想せられ、そこに國民の待望と危惧とが懸けられたのであるが、就中行政機構の改正の如き歴代内閣が爲さんとし爲し得なかつた難問題の解決は現内閣當然の使命として國民の期待極めて大なるものがあつた。

我が土木學會の行政機構改正調査委員會は實に此の機運を察知して逸早く設置せられたものである。現在の行政機構は國運の進展、社會情勢の変化に對応して便宜的に追加擴大せられて來たものであるから時期を見て之に改正統合を加へる事の必要なのは無秩序に發達した市街に區劃整理を施す事が必要のと全く同じである。

筆者は多年行政機構の改正、土木省の設立を主張して來たものであつて、例へば河川に關する行政は内務省の所管であるが、その内發電用水利、灌溉用水利に關する行政は夫々遞信省、農林省にも管掌せられるが如き、一系統の行政事務が數省の間に分割せられて、國政運用上の聯絡統一を缺き、執務の能率を低下するは勿論 國民の利便を犠牲にして敢て顧みない現状の不合理なるを痛嘆するものである。

筆者らの主張する土木省なるものはフランスやベルギーの *Ministère des Travaux Publics*、プロイセンの *Ministerium der Veröfentlichlichen Arbeiten* と同じく公共事業に關する凡ての行政を統一することを目的とし、河川、道路、港灣、都市計畫等に關する諸般の行政を綜合するのがその根幹である。

現在内務省に土木局があるのからしてが変則的な行政機構と言はなければならぬのであつて、土木局は名は土木局であつても實質は所謂公共事業局であるから、之を内務省から分離し、他省に分割所管せられる一切の公共事業に關する行政を之に統一することが合理的なる所以に就ては一般の肯定する所と信ずる。

從つて土木省を設置する爲には内務、遞信、農林、大藏、鐵道各省から關係局課を統合して來なければならぬ。之に對しては一方から言へば遞信行政、農林行政、大藏行政の体系を紊すと言ふ反對論が起り得るし、他方から言へば實現困難が豫想せられるが故に、姑く次善に満足して現在の行政機構をそのままにして、各省に於て執行せられる土木事業を一切土木省に統一して執行し、完成した工事又は營造物は所管省に移管すると言ふ新制度を以て土木省設立問題に臨まんとする論者がある。

此の意味の土木省は何等の行政を伴はない單なる土木工事請負官廳であつて、恰も大藏省の營繕管財局に類する斯様なものは筆者らの抱懐する理想からは極めて縁の遠いものであると同時に、その實現の可能性にも乏しい。なぜかと言へば土木工事の執行は單なる手段であつて目的ではないから行政の主体となり得ない。行政の主体でないものを獨立の一省にすることは行政体系を紊す非難を免れないからである。

内務省の土木出張所、鐵道省の建設事務所、改良事務所などは何れも國直轄土木工事を執行する爲の現業官廳であつて行政官廳ではない。土木省の設置を斯様な現業官廳を目標として進めることは殆ど無意味であり徒勞であることを筆者は信ずるものである。

先年滿洲國に於ける土木行政機構改正が論議せられたとき、筆者らは現在の國道局、國都建設局、民政部土木司、交通部等に分掌せられる公共事業の行政と現業とを綜合統轄する工政部の設置を進言力説し、單なる現業官廳に過ぎない國道局の擴充を以て満足せんとする次善案には反對したのであるが、その理由は全く如上の論據による。

現内閣の手で行政機構の根本的改正が漸行せられるのを期待するのは極めて困難であるかに察せられる。軍部の主張する交通省、保健省、航空省の如きさへその實現は頗る疑はしい。まして土木省の獨立の如きは甚だ心細い。

但し土木省が實現する時機如何に拘らず、その實質は飽くまでも行政官廳たる公共事業省であつて、現業官廳たる土木工事省でないと言ふ理想の下にその研究が進められん事を筆者は切望して已まない。

## 一 つ の 希 望

會員 平 山 復 二 郎

此の度「會員の頁」と云ふ欄を、會誌内に設けられて、廣く會員から、自由な意見、感想、希望等を求められるさうですが、誠に結構な企だと存じます。

最近の會誌を見ますと、會員數も愈々六千名を突破しましたが、學會發展の一證左として、誠に喜しい次第です。この趨勢につれまして、近年會務の内容も著しく刷新せられ、誠に會員數にふさはしい活氣を呈して來ました。が、之れ又實に慶賀の至りです。こんな次第で、御禮こそ申せ、不平を申し上げられる筋ではありませんが、茲に望蜀の嫌をもかまはず、更に慾を申し上げますならば、それは會務上、今少しく地方在住會員のことを考慮して戴きたいと云ふことです。尙之を卒直に申せば、學會の會員として受ける利益に、地方在住會員も、東京地方在住會員等と同じ様に、成る可く多く浴することが出来る様にして貰ひたいと云ふ希望です。

此の希望を滿たす根本方策は、結局各地方に支部を設けることだと思ひますが、之はさう簡単に實現出来ることでもありませんから、そこ迄徹底しなくとも、まだ色々方法があるのではないでせうか。勿論、東京地方在住會員や支部のある大阪地方在住會員等と同じ程度にゆかないのは、當然であります。さりとして今日迄の様に、地方在住會員と學會との交渉接觸が、殆ど出版物を通じてだけに留まつて居るのは、どうも少し不親切過ぎはしないかと思ひます。現在六千名の會員中、どの位の割合が地方在住だか知りませんが、相當多い數ではないでせうか、さうなると一層此の感じが強くなります。

之に就ては、現役員の方々も、色々心配して居らるゝことを承知して居りますが、此度の「會員の頁」を會誌内に作られたのも、一部は此の趣旨からなされたことと存じます。尙承る處によると、來年位から、土木部のある工科大学、高等工業学校等の所在地に於て、土木工学会や、講演會、講習會等を年々開催しやうと云ふ計畫も、おありになるとのことです。前申した希望から云つて大賛成であります。財政必ずしも豊かでない學會の現状からは、かう云ふ計畫を大規模に度々實施されることには、色々困難もあることと存じますが、どうか地方在住會員の爲に、斯かる計畫を御發御實行の程を切に希望致します。

學術以外の自由な論議が會誌に載つたことは、初期の時代にあつたと思つてますが、どうか本欄が將來大に賑ふことを切に祈ります。